



# 昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成26年3月1日  
第232号

発行責任者 支部長 岡部 豊生  
編集責任者 副支部長 松永 研嗣  
発行所 名古屋税理士会昭和支部  
印刷所 共生印刷株式会社



(犬山祭)

## こもれび

妻の従兄妹が数年前に結婚しました。その相手が竹中さんと言って戦国武将竹中半兵衛の子孫であるというのです。私は歴史に精通した人間ではないのですが、大河ドラマなどでその活躍ぶりは多少知っていました。織田信長ですら攻めあぐねた稲葉山城をわずか十数名で乗っ取ってしまった話は有名です。妻の従兄妹夫婦が竹中半兵衛について、「ほとんど知らない」、「そんなに有名な人なの???」と言っていたのは少々さみしいですが…。そこで妻の従兄妹夫婦に代わり私が調べた竹中半兵衛の逸話を少し紹介します。

「たとえ小便を垂れ流そうとも軍談の席を立て

はならない、軍談に聞き入って座敷を汚したならそれは竹中の面目である」と子供に諭したとか、「馬を買う場合10両の名馬でなく、その半分の5両の馬を買うべきだ。名馬であるといざという時に馬を飛び下りて敵を追うこともできない。安い馬であれば、戦いの好機に捨ててしまい、残ったお金でまた馬を買えばいい」と主君に答えた等他にも面白い話はいくつもあるようです。

400年以上前の話でも現代に通じるこれらの話、小便を垂れ流すかどうかは別にして、今後の生き方の参考にしていきたいです。

(成田 芳一)

# 1月の支部研修

(平成26年1月10日開催)

## 「Q&Aで理解する8%消費税」

講師：近畿税理士会 税理士  
金井恵美子氏



### (1) 適用する税率の判断

平成26年4月1日から新税率8%が施行されるが、施行日前後の取引に適用する税率については、実務において、具体的に何を基準にどう判断するのが問題となる。新税率は、施行日以後、国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用される（改正法附則2，15）。つまり、適用する税率の判断は、資産の譲渡等をいつ行ったのが基準となる。

国税通則法15条は、課税資産の譲渡等をした時に消費税の納税義務が成立するものと規定しているが、課税資産の譲渡等を行った時期がいつであるかについては法令に明確な基準はなく、通達において、取引の形態に応じた資産の譲渡等の時期の判断が示されている（消費税法基本通達第9章（資産の譲渡等の時期））。

これらの通達に示された基準は、売上げが実現した日を整理するものであり、法人税における益金の認識の基準と同様である。また、消費税法基本通達9-6-2は、「資産の譲渡等の時期について、

所得税又は法人税の課税所得金額の計算における総収入金額又は益金の額に算入すべき時期に関し、別に定めがある場合には、それによることができるものとする。」としており、消費税における資産の譲渡等の日は法人税における益金を認識する日と一致すると考えるべきである。法人税法上、益金は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される収益を基本としている（法法22②④）。したがって、消費税においても、原則として、会計上適正と認められる収益の認識の時期が、資産の譲渡等の時期となる。

つまり、税率の変更に当たっては、まずは基本に立ち返り、法人税において適正と認められる益金の認識の時期はいつであるかを確認することが重要である。その日が平成26年3月31日までであれば旧税率を、平成26年4月1日以後であれば新税率を機械的に適用すればよいということになる。これが、適用する税率の判断の原則である。

ただし、税率の適用に関しては経過措置があり、また、転嫁のシステムの観点から、適正と認められる調整を行うべき場合があるため、注意が必要である。

### (2) 売上側と仕入側で引渡しの日認識が相違する場合

税率の引上げの日を挟んで、引渡基準をめぐる問題がクローズアップされている。たとえば、棚卸資産の引渡しの日がいつであるかについては、取引の形態や納税者の利便等を踏まえた複数の認識基準が存在し、譲渡を行った事業者が出荷基準により3月31日を引渡しの日とし、譲渡を受けた事業者が検収基準により4月1日を引渡しの日としている、ということが考えられる。この場合には、仕入側において、8%の税率を適用して仕入税額控除を行うことができるかという問題が生じる。

これについて金井氏は、売上側が作成した請求書に記載された税率が、法令の規定に沿った適正なものである場合には、仕入側においてもその税率を適用するべきであるという一致説の立場で解説された。仕入税額控除は税の転嫁システムであ

り、税の累積を排除するため前段階での課税された税額を控除するものであり、税率の変更に際しては、一つの取引について、売上側と仕入側とで適用する税率が異なることを予定していない、というのである。

種々の解説書を見れば、分断説（仕入税額控除はインボイス方式を採用していないから、請求書等の記載に関係なく、消費税法第30条の規定に従って計算すればよいとする説）をとる者も多い。この点について、研修会開催後の1月20日、国税庁より「消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関するQ & A」が公表され、一致説によるものとする解釈が示された。

### (3) 税率の経過措置について

適用する税率についての経過措置には下記のようなものがある。

#### イ) 指定日(平成25年10月1日)を基準とする経過措置

指定日の前日までに契約を締結している等、指定日を基準に一定の要件を設けて適用する経過措置。これには、工事の請負等に関する経過措置(改正法附則5)、予約販売に係る書籍等に関する経過措置(改正令附則5)等があげられる。

#### ロ) その他の経過措置

指定日には関係なく、施行日の前後にまたがる取引である場合や施行日前に行われた課税資産の譲渡等又は課税仕入れ等を基礎に施行日以後に計算や調整等を行う場合について設けられた経過措置。これには、旅客運賃等に関する経過措置(改正法附則5①)、特定新聞に関する経過措置(改正令附則5②、平成25年10月30日改正)等があげられる。

経過措置で重要なことは、条文の定め方である。基本的に経過措置は譲渡をした事業者(売手側)が判断するように規定されており、その適用に選択の余地はない。つまり、課税資産の譲渡等を行う場合には、要件が揃えば必ず経過措置の適用を受け、その反射として、その取引の仕入側においても経過措置を適用することとなる。

(研修部 田邊来里子)

## 2月の支部研修

(平成26年2月14日開催)

### 「平成25年分 確定申告の留意点」

#### 1. 「所得税・消費税に関する誤りやすい主な事例」

講師：昭和税務署 個人課税第一部門  
山上徹 上席国税調査官



所得税・消費税について、次のような誤り事例の紹介と解説がありました。

#### 〈所得税〉

##### ① 所得金額に関する項目

- ・平成19年3月31日以前に取得した資産について限度額を超えて償却している。
- ・専従者が専従できない状況にあるにもかかわらず専従者給与を計上している。
- ・届出額を超える専従者給与を計上している。
- ・不動産の貸付けが事業的規模でないにもかかわらず専従者給与を計上している。
- ・同族会社の役員が当該法人から不動産賃貸料や貸付金利子などを受領しているにもかかわらず申告していない。
- ・資本的支出のものを修繕費として経費計上している。
- ・居住者(永住者)について国外所得を申告していない。

##### ② 損益通算に関する項目

- ・事業所得の赤字を一時所得又は総合長期譲渡所得の金額の2分の1後の金額と損益通算している等。

##### ③ 所得控除に関する項目

###### (雑損控除)

- ・災害等により被害を受けた資産に支出した金額について、原状回復費用とそれ以外の資本的支出に区分することなく全額を控除の対象としている等。

###### (医療費控除)

- ・「医療費のお知らせ」を領収書として提出している。

- ・薬局のレシートに記載された金額をすべて医療費控除の対象としている。
- ・未払いの治療代を、治療が終わった年の控除の対象としている。
- ・眼科医へのレーシック手術の費用の支払いを控除の対象としていない。
- ・特定健康診査のための費用を控除の対象としている。
- ・薬局で購入したニコチンパッチ／ガムやビタミン剤などを控除の対象としている。
- ・医療費を補てんする保険金等の見込額を計上していない。

(寄付金控除)

- ・財務大臣の指定がない公益財団法人等に対する寄付金を控除の対象としている。
- ・証明書の写しや確認書類を添付していない。

#### ④ 税額控除に関する項目

(配当控除)

(住宅借入金等特別控除)

#### 〈消費税〉

- ・贈答用に購入した商品券及びビール券の代金を課税仕入れに計上している。
- ・免税事業者から課税事業者になった場合、期首棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。
- ・課税事業者から免税事業者になる場合、期末棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。
- ・還付申告の場合に「消費税の還付申告に関する明細書」を添付していない。

## 2. 「相続税に関する誤りやすい主な事例」 「平成25年分の申告に当たっての留意事項」

講師：昭和税務署 資産課税第一部門  
荒井伸也 上席国税調査官



相続税について次のような誤り事例の紹介と解説、また25年分の申告の留意事項として前年との

相違点についての解説がありました。

#### 〈誤り事例〉

##### ① 相続税の課税財産等

- ・財産の計上漏れ（事業用の機械・農機具等、被相続人に帰属する家族名義財産、未登記物件・先代名義物件、書画・骨董・貴金属、損害保険契約等（例えば建更）に関する権利）
- ・課税財産でないものを計上（勤務していた会社からの弔慰金（退職手当金等に当たらないもの）、未支給の国民年金の受給権（受け取った遺族の一時所得））
- ・非課税財産との誤認（被相続人が生前に受け取った死亡保険金相当額の給付金のうち一定額、相続放棄した者が受け取った死亡生命保険金及び死亡退職手当金のうち一定額）

##### ② 相続税の課税価格の計算

- ・債務や葬式費用でないものを計上（香典返し・初七日・法事等の費用等）
- ・相続時精算課税適用財産の計上漏れ
- ・評価誤りが判明しながら、誤った価格のまま相続時精算課税適用財産を計上
- ・相続開始時3年以内に受贈した各年110万以下の財産の加算漏れ等

##### ③ 相続税の基礎控除及び総額等の計算

- ・基礎控除額の計算における相続放棄者の加算漏れ
- ・孫（代襲相続人を除く）・兄弟姉妹・受遺者等の2割加算漏れ等

##### ④ 相続税の特例及び税額控除

- ・未分割の場合における配偶者の税額軽減及び小規模宅地等の特例の適用
- ・法定相続人以外の者に対する相次相続控除の適用等

##### ⑤ 財産の評価

- ・無償返還に関する届出書提出済の貸宅地、親族が使用貸借する宅地、市街地周辺農地の20%評価減漏れ等の不動産の評価誤り
- ・非上場株式の評価計算における誤り

(研修部 古田 幸)

#### 夜間研修実施報告

#### 「書面添付制度実践研修会」

講師：昭和税務署担当官

日時：平成26年1月14日(火)

場所：今池ガスビル7階会議室



天白6班

**林 祐治**

平成25年7月に税務署を定年退職して個人で開業しました。

これまでは、税務職員として税務署の立場から税務行政に携わってきましたが、これからは反対の立場から税務行政を見ていきたいと心を新たにしましたところ です。

税務署勤務時代は、先生方にイータックスの利用や書面添付についてくどいくらいにお願いしてきたこともあり、出来ることは進んで行うつもりです。

簡単に自己紹介をさせていただきますが、私は、昭和28年3月に福岡県で生まれ、昭和47年に税務大学名古屋研修所へ入校しました。

その後、熱田、刈谷、小牧署と勤務し、昨年7月に定年を迎えましたが、一番長く経験したのは査察部でした。

趣味は、釣り、映画鑑賞、市民農園での野菜作りなどですが、現在、昭和支部に『釣り部』がないのが残念です。現職時代は仲間たちとわいわいしながら釣りに行っていました。退職するとなかなか思うように釣りに行けないのが現状です。釣りの好きな方は是非声をかけてください。

いずれにしても、スタートラインについたところであり、右も左も分からないことだらけで、諸先輩方にご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご指導のほどよろしくお願ひします。



昭和2班

**本田 一暁**

昭和支部の皆様、はじめまして。平成25年9月に税理士登録をし、昭和支部に入会させていただくことになりました、本田一暁と申します。

私は平成20年に公認会計士試験に合格してから現在まで監査法人に勤務しております。公認会計士試験を受験するまでは、一般事業会社にてシステムエンジニアとして、主に大企業向けの受託システムの設計・開発業務に従事しておりました。

大学では理系の電気電子・情報工学を専攻しておりました。当時は趣味でプログラミングを行っていたことに加え、流行でもあったIT業界に飛び込んで社会インフラに貢献したいという憧れにも似た感情から、システムエンジニアとして就職を致しました。その後数年開発業務を行い、その中で自分の考えていたシステム開発とクライアント企業の考えるIT投資の概念に差があることに気付いたのですが、その当時は企業の意思決定過程は もちろん簿記すらも知らないという恥ずかしい状況であったため、その差を埋める方法を模索しておりました。そのような状況から会計の世界に強い興味を持ち、一念発起、会計士試験を目指し、時代背景や幸運も重なり、現在に至っております。

監査法人では会計監査はもちろんのこと経理業務改善指導や財務デューデリジェンス等の業務に従事しております。現在は税理士としては何も行っていない状況であり、昭和支部の皆様には多々お世話になることがあるかと思いますが、これまでの経験を活かし精一杯精進してまいりたいと思いますので、何卒ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



天白10班

## 武田 光司

昭和支部の皆様、はじめまして。昨年9月に名古屋中支部より転入させていただくこととなりました武田光司と申します。この度、天白区平針で開業させていただくこととなりました。早いもので税理士登録から13年が経ち、紆余曲折有りましたが、やっとこの日を迎えることができました。その間、多くの経営者の方々と良き諸先輩方に恵まれたことに改めて感謝したいと思います。これまでの中区栄のオフィス街から一転静寂な職場環境となりますが、心機一転スタートしたいと思っております。

さて、第二次安倍内閣の経済政策「アベノミクス」が登場して1年が経ち、これまでの政治の混迷から抜け出し、期待を先取りする形で金融マーケットは株高・円安で歓迎しました。そして、実体経済でも大企業の業績は急速に改善し、ボーナス・一時金の大幅アップや業況回復による人手不足等の明るい話題も増えました。

しかしながら、われわれのメイン顧客である中小企業は、逆にその円安による原材料価格高騰分と人材不足による賃金上昇分の価格転嫁が思うようにすすまず、必ずしもその恩恵にあやかれているとはいえません。さらには本年4月以降の消費税アップによる消費マインドの落ち込みが懸念されるなど、楽観できない状況なのです。

一方、ミクロ的なところでは、世代交代をいかに円滑に行うかということ、すなわち事業承継問題が中小企業の目下の最重要課題といえるのではないのでしょうか。ただ、こちらも中小企業特有の諸事情があり、簡単にはいかない問題が山積しています。

そのような状況下で、われわれ税理士が単なる税の専門家にとどまらず、中小企業経営者の身近な相談者として求められる役割は一層重要性を増しており、その責任に応えるためにも更なる自己研鑽に励むことが不可欠だと痛感しております。

そこで、昭和支部の諸先輩方のご指導の下、微力ながらも貢献できるよう精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願いいたします。



瑞穂13班

## 渥美 健吾

昭和支部の皆様、はじめまして。2013年11月に税理士登録をし、昭和支部に入会させていただくことになりました渥美健吾と申します。現在は義父の事務所である清水英文税理士事務所にて補助税理士として勤務しております。

大学時代、将来は会社の経営に携われる仕事をしたいと考えていましたが、そのためには何を勉強したらよいかと悩んでいたところ、教授から当時流行っていた(?) ビジネスパーソンの三種の神器(英語・パソコン・会計)の話をしてもらい、その縁で受講した簿記の講義で会計の世界を知りました。最初は、仕訳を積み重ねた結果、試算表の貸借が一致するのが楽しくて簿記の勉強をしていましたが、勉強が進むにつれ、原価計算の奥深さにはまり、英語とパソコンの勉強そっちのけで簿記の勉強に熱中してしまいました。

今では当時の熱はやや落ち着いてきましたが、会計事務所において仕訳入力是非常に重要な業務であると意識しています。税務・会計の専門家としての確かなアドバイスを行うためには、まず、現状を正しく試算表に落とし込むことが必要不可欠であり、数字に基づいたアドバイスができることが他のビジネス系の専門家との一番の違いであるからです。仕訳入力に最も注意を払っていますが、実務は机上とは違い、会社又は個人や業界によって特徴があるため、四苦八苦しております。

税理士登録は無事に終えましたが、何分にもまだまだ若輩者ですので、昭和支部の諸先輩方のご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



天白9班

## 岡部 修治

昭和支部の皆様、はじめまして。昨年12月に東海税理士会桑名支部から昭和支部に転入させて頂くこととなりました岡部修治と申します。

昨年3月税務署を退職し、5月27日に税理士登録を済ませ補助税理士として勤務してきましたが、この度、天白区の自宅にて開業させて頂くこととなりました。

昭和税務署勤務時には、昭和支部の月例集會に出席させて頂いたこともあり、非常に懐かしく思っております。

立場は変わりますが、同じ税務の仕事には変わりがないと考えておりますので、今までの経験を生かし、少しでも昭和支部に貢献できればと思っております。

税務署勤務時には主に法人税の調査事務に携わっていたこともあり、税務調査における税理士の対応も非常に大切な役割であると感じておりました。

顧問先や税務当局双方の主張や立場を理解・整理し丁寧な説得と的確なアドバイスを行うことにより、調査のスムーズな進行を促し早期終結を目指すことも税理士の重要な業務であると考えております。

その為には、顧問先は勿論のこと税務当局からも信頼される税理士になることが必要であると思っております。

今後、開業を新たなスタートとして、なお一層の自己研鑽に励み、信頼される税理士を目指して努力してまいります所存であります。

何分にも税理士業に関しましてはまだ未熟者でありますので、諸先輩方のご指導とご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## 写真コンテスト

平成25年12月5日(木)15:00より昭和支部事務局にて上記写真コンテストの厳正なる審査が行われた結果、第一席 三品智会員の「秋のめぐみ」をはじめ、入賞作を以下のように決定しました。

表彰は平成26年1月10日(金)メルパルクNAGOYAにおいて開催された新年懇親会の席上にて行われ、各作品を披露させていただきました。

入選作品を1月支部報にてご紹介させていただきました。また、今回素晴らしい作品を多数提供ご提供いただきました会員の皆様にはお礼申し上げます。次回の支部旅行でもカメラを持参していただき、思い出の作品を是非ともご出展いただきたいと思います。

また広報部では、支部報に掲載する写真を随時募集しております。旅行先での絶景、日常の風景など、皆様からの作品をお待ちしております。



第一席 三品 智 会員

「秋のめぐみ」

第二席 表野 宏和 会員

「車窓より初富士を眺む」

第三席 杉野 嘉則 会員

「秋」

佳作 梅本由美子 会員

「太鼓乱舞」

佳作 谷高 範昭 会員

「恵林寺 石灯籠」

努力賞 水野 敬子 会員

「山中湖入水 by カバ」

## 会員表慶



1月例会において、昭和支部慶弔細則第2条2項により表慶並びに記念品を贈呈を行いました。

今後益々のご活躍をご祈念いたします。

(敬称略)

〔米寿〕 石原 知二

(以上1名)

〔喜寿〕 太田 正昇

小杉 弘

土橋 高

福海 幸雄

大原 基平

佐藤 一男

西尾九二吉

前田 尚久

(以上8名)

〔古希〕 石原 桓人

堀井 史久

三谷 省三

岡田 逸馬

松本 正美

杉浦 郁代

(以上6名)



## 新年懇親会

1月例会後、メルパルクNAGOYAにて「新年懇親会」が、104名という大勢の参加者で開催されました。司会は、厚生部の菅沼宏司部長と梅本由美子部員の二人で進められ、岡部豊生支部長、大橋裕志名古屋税理士会副会長の挨拶の後、小川令持会員乾杯のご発声で、新年らしく華やかに始まりました。



美味しい食事とお酒そして楽しい会話の後、支部研修旅行の写真コンテストの表彰が行われました。

その後、昭和支部の名コンビ?表野会員、小林会員の司会によりビンゴゲームがスタートし、45名の会員にさまざまな賞品が配られました。残念ながら当選されなかった会員には図書カードを参加賞としてお渡しし、ビンゴゲームは終了しました。

中締めめの挨拶は、竹田幸男顧問にいただいたき、新年懇親会を終了しました。







現在うちの家族は、4人と6匹で構成されています。7年前に1匹飼ったのをきっかけに、いつのまにか人間よりも動物のほうが家族の割合を多く占めるようにまでなっていました。

6匹とは、ダックスフンドの「リン♂」、トイプードルの「マリー♀」「コテツ♂」「大地♂」「ひな♀」、フトアゴヒゲトカゲの「マル♂」です。7年前に家族でペットを飼おうという話になり、初めてリンを飼いました。その次の日、というのは実は私の誕生日でマリーを飼い始めました。そしてマリーにぜひ子どもを産んでもらいたいと、お婿さんを探していたところ、コテツに出会い、家族にむかえました。鼻が高く、目が大きくクリッとしていて、本当に顔が整っています。その後、2度目の出産で生まれたのが大地です。私が溺愛しているのは、大地です。父親のコテツに比べて鼻は低いですが、小さくて人懐っこくてとてもかわいいです。そして、大地のお嫁さんとして新たに迎え入れたのが、ひなというわけです。大地とひなは、見間違えるほどそっくりです。

一日仕事が終わって、玄関を開けると、5匹の犬たちのお出迎えがあります。疲れていた顔がほころび、心身ともにリラックスする瞬間です。やはり、家族が多いというのは楽しく、うれしいことだと思っています。1匹が名前を呼んでもそっぽを向いてこちらに来てくれなくても、もう1匹は尻尾をぷりぷり振って走ってくるわけですから。そっぽを向かれた悲しさと、うれしそうに寄ってきてくれたときの愛

## 石井 哲也

おしさはペットを飼っている方なら誰しも体験したことがあるかと思いますが、言葉では表現しきれないでしょう。世話はそれなりに大変ですが、懲りずにこれからもまだ家族は増え続けるかもしれません。

また、私や息子が爬虫類好きということもあり、昔はタランチュラやカメレオンの「カメ」も飼っていました。カメはとても人懐っこく、家族や家を訪れる様々な人に愛されました。カメを飼い始めてから、餌となる芋虫やコオロギ、はてはゴキブリまで飼うことになり、秋でもないのに家の中からコオロギの音色が聞こえていました。今は、カメがいたゲージにマルがいます。フトアゴヒゲトカゲというのは、アゴにトゲがありそれがヒゲに見えることが由来とされており、オーストラリア原産で、寿命は7年程度、体長50cmまで成長するといわれています。生きた虫や野菜、フルーツを食べるため、またしても家でコオロギを飼うことになりました。人にとってもよく懐くトカゲといわれているのですが、全くといっていいほど懐いてくれません。無愛想で、私が手を伸ばすと私の手を全力で噛みつかうとします。ある程度成長すれば、犬のように散歩できると言われ、息子はその日が来るのを今か今かと待ちわびていますが、私は果たして散歩できる日が来るのだろうか疑問に思う毎日です。マルは去年7月に生まれ9月に家へ来たため、あと6年くらい共に生きていくわけですが、私の肩に乗ったり、息子と散歩に行く、そんな日はくるのでしょうか。



## 【1月の月例集会】

平成26年1月10日(金)午後3時45分より  
メルパルクNAGOYA

(昭和税務署より連絡事項)

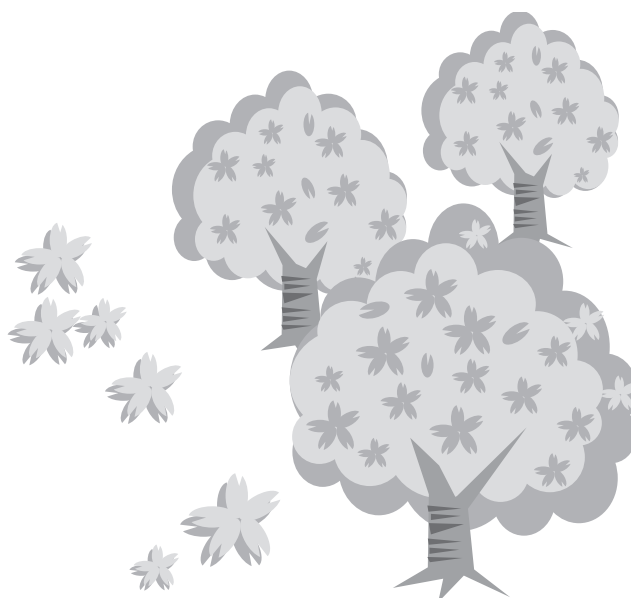
1. 申告書等の一括提出について
2. 納税証明書オンライン請求(署名省略)について
3. 平成25年分確定申告書における納税の方法及び還付金の受取方法について
4. 諸用紙等の窓口請求におけるお願い事項について
5. 申告書提出時のお願い事項について
6. 国外所得の適正申告及び「財産及び債務の明細書」の記載について
7. プレプリント申告書等の発送時期
8. 確定申告等の記載等
9. 申告書会場等の開設時期について
10. 贈与税のe-Taxについて

## 【2月の月例集会】

平成26年2月14日(金)午後1時30分より  
名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. ICT申告の推進及び申告書の早期提出(送信)のお願い
2. 網紀監察について
3. 税務職員の募集について
4. 申告書等の一括提出について



<h2 style="margin: 0;">訃 報</h2>
---------------------------------



**細野 淑人 先生**  
瑞穂7班

平成26年1月18日ご逝去 享年73才  
昭和44年2月7日 税理士登録

<h2 style="margin: 0;">編集後記</h2>
----------------------------------

最近小説を読む機会から遠ざかっていたのですが、先日事務所の職員から勧められた本にはまっています。なんでも半沢直樹の著者が書いた本とすることで、ある中小企業の運送会社が起こした人身事故を題材にしているのですが、結構現実味を帯びていて読みやすく日々寝る時間が遅くなっています。元々はやりものは嫌いな方なので、半沢直樹のドラマも見たことがなかったのですが、たまには素直に受け入れてみるのもいいのかなと気付かされました。

(大西 恒)